建設業界の皆様へのお役立ち情報

AD 倶楽部

建設News

2023年4月

発行　あいおいニッセイ同和損害保険(株)

今月のポイント

建設業の適切な社会保険⑦

建設業においては「適切な保険」に加入していないと現場入場ができないという状況です。しかしながら、事業所の形態等により、加入すべき保険が違います。自社が加入すべき保険について整理をしていきましょう。

下請指導ガイドラインの改訂①

下請指導ガイドラインとは？

元請企業および下請企業の取組指針となる「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」があります。
ここでは、平成29年度以降は、元請企業に対して、適切な保険に加入していることが確認できない作業員については、原則、現場入場を認めないという取扱いを行ってきました。さらに、令和４年４月からはそもそも請負人として扱うかどうかの判断が必要であるという観点からの改訂が行われています。

建設業界が目指す一人親方とは？

請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主

◆技能とは、相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事の技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、職長クラス（建設キャリアアップシステムのレベル３相当）の能力を有すること等

◆責任とは、建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守することや、適正な工期及び請負金額での契約締結、請け負った工事の完遂、他社からの信頼や経営力があること等

一人親方チェックリスト

記　入　日[1]：　年　月　日
チェックリスト記入者：
契約の相手方／担当者[2]：

赤枠が追加箇所

働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。
①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方
②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業
記入者が①の場合
1　契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。
2　請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。
記入者が②の場合
1　工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。
2　一人親方の氏名を記入する。

（注意）
・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Ｂが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。
・記入者は元請企業等に働き方自己診断チェックリストを提出する。なお、電子媒体での提出を可能とする。

◆次回も、各保険について解説していきます！

※本ニュースを無断で複製または転載することを禁じます。